

下関市外国人観光客滞在促進事業補助金交付要綱

下関市外国人観光客滞在促進事業補助金交付要綱（平成24年6月14日制定）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、下関市の国際観光振興を目的として実施する外国人観光客滞在促進事業に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

（補助金の交付対象）

第2条 市は、次条に掲げる事業を行う団体等に対し補助金を交付する。

（補助対象事業等）

第3条 補助金の交付対象とする外国人観光客滞在促進事業（以下「補助対象事業」という。）は、一般社団法人下関観光コンベンション協会（以下「協会」という。）が行う、市内の宿泊施設や観光関連施設を利用するツアーを企画・実施する旅行会社への支援助成事業とする。

（補助金額）

第4条 市長は、協会に対し、補助対象事業の実施に要した経費又は次の各号に掲げるツアーの区分に応じて、次に掲げる額を合算した額のいずれか低い額の補助金を、予算の範囲内で交付する。ただし、第5号の規定による補助金を交付したツアーについては、第1号から第4号の規定による補助金を交付しない。

- (1) 協会が企画・実施を支援した本市に寄港するフェリーを利用するツアー1ツアーにつき、1,000円に本市内での宿泊を伴うツアー（次号に規定するツアーを除く。）への参加者の人数を乗じて得た額。ただし、1ツアー当たりの上限額は5万円とする。
- (2) 協会が企画・実施を支援した本市に寄港するフェリーを利用するツアー1ツアーにつき、1,000円に市立観光施設等の利用額を加算した額（ただし、1,500円を上限とする。）に本市内での宿泊及び市立観光施設等の利用を伴うツアーへの参加者の人数を乗じて得た額。ただ

し、1ツアー当たりの上限額は7万5千円とする。

- (3) 協会が企画・実施を支援した1ツアーにつき、500円に本市内での宿泊を伴うツアー（次号に規定するツアーを除く。）への参加者の人数を乗じて得た額。ただし、1ツアー当たりの上限額は5万円とする。
- (4) 協会が企画・実施を支援した1ツアーにつき、500円に市立観光施設等の利用額を加算した額（ただし、1,000円を上限とする。）に本市内での宿泊及び市立観光施設等の利用を伴うツアーへの参加者の人数を乗じて得た額。ただし、1ツアー当たりの上限額は10万円とする。
- (5) 協会が企画・実施を支援した本市内での宿泊を伴う1ツアーに係る広告の新聞等への掲載1回につき、20,000円。ただし、1ツアーの上限額は10万円とする。

2 前項においてツアーとは、参加者が10人以上のツアーで、補助金を交付するツアーの数に係る上限は設けないものとする。

3 第1項第2号及び第4号の市立観光施設等とは、下関市立しものせき水族館、下関市火の山ロープウェイ、長府庭園、長府毛利邸、下関市立美術館、下関市立長府博物館、下関市立東行記念館、下関市立近代先人顕彰館、角島灯台公園、土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム、豊田ホテルの里ミュージアムその他市長が認める施設とする。

（補助金の交付申請）

第5条 協会は、補助対象事業について、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 対象経費算出内訳

（補助金の交付決定等）

第6条 市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付決定をし、その旨を協会に補助金交付決定通知書（様

式第2号)により、通知するものとする。

2 市長は、前項の審査又は調査等の結果、補助金を交付することが不適當であると認めるときは、補助金の不交付決定をし、その旨及び理由を書面により協会に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付決定をする場合において当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(事業の推進)

第7条 前条の補助金の交付決定を受けた協会は、適切に事業を推進しなければならない。

(申請の取下げ)

第8条 協会(以下「事業実施者」という。)は、第6条の規定による通知を受けた後に補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、書面により当該補助対象事業の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請が取り下げられたときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとする。

(事業内容の変更等)

第9条 補助対象事業の内容又は補助対象事業に要する経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ補助対象事業変更承認申請書(様式第3号)に関係書類を添付の上、市長に提出して、市長の承認を得なければならない。ただし、市長が当該変更を軽微な変更と認めるときは、この限りでない。

2 事業実施者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助対象事業の遂行が困難になったときは、遅滞なく、その理由及び当該補助対象事業の遂行の状況を記載した書類を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

3 市長は、第1項の申請書の提出又は前項の書類の提出を受けた場合には、補助金の交付の決定を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

4 前項の場合においては第6条の規定を準用する。

(実績報告)

第10条 事業実施者は、補助対象事業を完了したときは、その完了した日か

ら起算して20日を経過した日までに、次に掲げる書類を添えた補助対象事業実績報告書（様式第4号。以下「実績報告書」という。）を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業の成果を記載した書類
- (2) 補助金に係る収支決算書又はこれに代わる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付等）

第11条 市長は、実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、又は必要に応じて行う現地調査等の結果、補助対象事業が適切に実施されたと認めるときは、補助金の額を確定し、補助金金額確定通知書（様式第5号）により、事業実施者に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた事業実施者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第6号。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、必要があると認めるときは、第6条第1項の交付決定を受けた金額の範囲内で、事業実施者の請求に基づき、概算払により補助金を交付することができる。

4 事業実施者は、概算払により補助金の交付を受けようとする場合は、請求書を市長に提出しなければならない。

5 市長は、概算払を行った補助金について、第1項の規定により確定した補助金の額をもって当該補助金の精算を行い、不足がある時はその請求及び支払については第2項及び次条の規定を準用し、過払いがある時は速やかにその額を戻入させるものとする。

（補助金の交付）

第12条 市長は、前条第1項の規定により補助金請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、事業実施者に当該請求額を交付するものとする。

（是正のための措置）

第13条 市長は、前条の規定による審査の結果、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、

当該補助対象事業について、これに適合させるための措置を取るべきことを事業実施者に対して指示することができる。

2 第10条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助対象事業について準用する。

(関係書類の整備等)

第14条 事業実施者は、補助対象事業の施行状況及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類（市長が別に指示する書類を含む。以下同じ。）を整備し、当該補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

(報告、検査及び指示)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、事業実施者に対し質問をし、報告を求め、前条の帳簿その他関係書類について検査をし、及び補助対象事業の施行上必要な指示をすることができる。

(補助金の交付決定の取消し等)

第16条 市長は、事業実施者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象事業に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。
- (4) 要綱に違反したとき。
- (5) 不適當な方法で補助対象事業が実施されているとき。
- (6) その他市長が補助金を交付することが適當でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、事業実施者に対し期限を定めてその返還を命ずる。

3 前2項の規定は、第11条第1項の規定による補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の流用の禁止)

第17条 事業実施者は、交付を受けた補助金を他の用途に流用してはならない。

(その他)

第18条 この要綱の運用に関し必要な事項は、その都度市長が指示する。

附 則

この要綱は、平成24年6月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の下関市外国人観光客滞在促進事業補助金交付要綱に基づき交付を決定した補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の下関市外国人観光客滞在促進事業補助金交付要綱に基づき交付を決定した補助金については、なお従前の例による。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

（宛先）下関市長

所在地
法人名名称及び
代表者名

補助金交付申請書

年度 外国人観光客滞在促進事業を下記のとおり実施したいので、下関市外国人観光客滞在促進事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて補助金 円の交付を申請します。

記

1. 補助対象事業の目的
2. 補助対象事業の内容
3. 事業計画
4. 経費の配分及び負担区分

（単位：円）

総事業費	補助対象事業に要する経費 (A+B)	負担区分	
		市 (A)	事業実施者 (B)

5. 収支予算

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	本 年 度 予 算 額	備 考
市 補 助 金		
そ の 他		
合 計		

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	本 年 度 予 算 額	備 考
合 計		

6. 補助対象事業完了予定年月日

年 月 日

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

下関市長



補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました 年度 下関市外国人観光客滞在促進事業補助金について、下記のとおり交付することに決定しましたので、下関市外国人観光客滞在促進事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により通知いたします。

記

1. 事業名 外国人観光客滞在促進事業
2. 交付決定額 金 _____ 円
3. 交付条件
 - (1) この補助金は、本事業以外に使用してはならない。
 - (2) 前号の条件に違反したときは、補助金の交付決定を取り消し、補助金の全部又は一部を返還させることがある。
 - (3) 事業終了後は速やかに報告書を提出すること。
 - (4) 下関市外国人観光客滞在促進事業補助金交付要綱を遵守すること。

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

（宛先）下関市長

所在地

法人名名称及び

代表者名

補助対象事業変更承認申請書

年 月 日付け補助金交付決定通知書（第 号）により通知を受けた 年度 外国人観光客滞在促進事業について、下記のとおり変更したいので、下関市外国人観光客滞在促進事業補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

注 関係書類は、補助金の交付決定通知がなされた事業内容及び経費の配分を、対照できるように両者を二段書きすること。

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

（宛先）下関市長

所在地

法人名名称及び

代表者名

補助対象事業実績報告書

年 月 日付け補助金交付決定通知書（第 号）により通知を受けた 年度 外国人観光客滞在促進事業については、下記のとおり実施しましたので、下関市外国人観光客滞在促進事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、その実績を報告します。

記

1. 事業実績

2. 経費の配分及び負担区分

（単位：円）

総事業費額	補助対象事業に要する経費の額 (A+B)	負担区分	
		市 (A)	事業実施者 (B)

3. 収支精算

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
市補助金					
そ の 他					
合 計					

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
合 計					

4. 補助対象事業完了年月日

年 月 日

様式第5号（第11条関係）

第 号
年 月 日

法人名名称及び
代表者名 様

下関市長



補助金金額確定通知書

年 月 日付け補助対象実績報告書について審査の結果、
年 月 日付け補助金交付決定通知書（第 号）により通知した補
助額を下記のとおり確定したので通知いたします。

記

対 象 事 業 名	補 助 金 額	備 考
外国人観光客滞在促進事業		

様式第6号（第11条関係）

年 月 日

（宛先）下関市長

所在地
法人名名称及び
代表者名

補助金交付請求書

年 月 日付け補助金交付決定通知書（第 号）により通知を受けた外国人観光客滞在促進事業に係る 年度 補助金について、下記のとおり交付されるよう請求します。

記

1. 請求

（単位：円）

補助対象事業に要する経費の額	交付決定を受けた額	既受領額	今回請求額	残 額

2. 収支精算

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
市補助金					
そ の 他					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
合 計					